

平成十九年二月十三日受領
答弁第三一一号

内閣衆質一六六第三一号

平成十九年二月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出日韓併合に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出日韓併合に関する質問に対する答弁書

一について

国際法上、国家の消滅につき確立した定義があるとは承知しておらず、お尋ねにつき一概にお答えすることは困難である。

二から四までについて

韓国併合ニ關スル條約（明治四十三年條約第四号）は、国際法上有効に締結されたと認識している。いずれにせよ、同條約は、日本国と大韓民国との間の基本關係に関する條約（昭和四十年條約第二十五号）第二条において、もはや無効であることが確認されている。